

第1章 計画の目的および位置付け

1-1. 住生活基本計画の目的

我が国の住宅施策は、戦後復興期から高度成長期にかけて住宅の量の確保に努めてきましたが、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化などにより量から質への転換が求められています。また、経済の安定成長期に入り、行政の財政規模の拡大が望めない現状に対し、住宅施策についても役割分担を明確にし、効率的、総合的に進めていくことも必要になっています。

このような状況を鑑み、国は公的主体の直接供給を中心とした住宅政策から、市場や住宅ストックを重視した住宅政策に転換し、住宅セーフティネット構築等のソフト施策の充実を含めて住生活の「質」の向上を図るため、平成18年6月に「住生活基本法」を施行しました。住生活基本法は、国民生活の安定向上と福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、住生活の安定向上に関する施策について基本理念を定め、各主体の責務を明らかにし、基本的施策の概要を定めており、それに基づき国の基本的計画となる住生活基本計画（全国計画）が定められ、平成19年3月には千葉県においても千葉県住生活基本計画が定められました。

松戸市は、東京のベッドタウンとして、昭和30年代からの団地整備と、それに伴う人口増加を背景に大きく成長を続けてきました。

近年の課題としては、高齢者への対応とともに、若年層、子育て世代にとって魅力のある都市となりうるかです。20代で松戸に転入してきた人たちも松戸で子どもを産み育ててくれるようなまちづくりが望まれています。

また、成熟社会を迎え、生活スタイルに合った住宅を求めるようになるなど、ニーズが多様化してきており、住宅だけにとどまらず、生活環境や周辺環境の充実といった環境整備も重要となってきています。

そこで「松戸市住生活基本計画」は、松戸市民が将来にわたり日常生活を豊かに、そして健やかに暮らしていけるとともに、多様な世代や世帯が相互に支えあい、共生していくことを目指し、本市の住まいづくり・住環境づくりの指針となる計画として策定するものです。

1-2. 住生活基本計画の位置付け

千葉県では、「住生活基本法」の施行を受けて平成19年3月に「千葉県住生活基本計画」を策定しています。

松戸市では、平成10年3月に平成32年を目標年次とした「松戸市住宅マスタープラン」を策定しましたが、県計画との整合を図りつつ、かつ、市の総合計画、都市計画マスタープラン等の関連計画と整合を図ることから、「松戸市住宅マスタープラン」を見直し、市民の豊かな住生活を実現する「松戸市住生活基本計画」を策定します。

なお、上位計画等との関連図を次ページに示します。

1-3. 計画期間

計画期間は、平成23年度～平成32年度の10年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢等の変化、「住生活基本計画（全国計画）」、「千葉県住生活基本計画」等その他の関連計画の改訂に対応し、適宜、必要な見直しを行うことができるものとします。

図. 松戸市住生活基本計画の上位計画等との関連

